

○岡山市協働のまちづくり条例

平成12年6月19日

条例第97号

改正 平成23年3月16日市条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、非営利公益活動団体の自主性及び自立性を尊重しながら、その知恵と力を最大限に生かしたまちづくりを進めるため、市、市民及び非営利公益活動団体の果たすべき責務、役割等を定めるとともに、非営利公益活動を支援するに当たっての原則、手続、講ずべき支援措置等を定めることによつて、非営利公益活動を促進し、もつて豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、自発的かつ自立的に行う営利を目的としない公益活動をいう。

2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(基本理念)

第3条 市、市民及び非営利公益活動団体は、非営利公益活動が豊かで活力ある地域社会の実現に寄与する役割を認識し、それぞれの責務と役割のもとに協働してまちづくりを進めるものとする。

2 市が非営利公益活動団体を支援するに当たっては、非営利公益活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で透明性の高いものでなければ

ならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本的な理念（以下「基本理念」という。）に基づき、非営利公益活動を促進する施策の実施に努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、非営利公益活動に関する理解を深め、その活動に協力するよう努めるものとする。

(非営利公益活動団体の役割)

第6条 非営利公益活動団体は、基本理念に基づき、非営利公益活動の実施に努めるとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(市の施策)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、この条例に定める支援措置を講ずるほか、非営利公益活動団体が市と協働してまちづくりを進めるための環境整備に資する支援の充実に努めるものとする。

(特定非営利公益事業の指定)

第8条 市長は、非営利公益活動団体が行う非営利公益活動のうち、特に、国際的水準等に照らし先進的な事業で、本市のまちづくりの基本目標の実現に著しく寄与すると認められるものを特定非営利公益事業として指定することができる。

2 前項の指定は、第10条に規定する岡山市特定非営利公益事業指定審議会の議を経て行うものとする。

(指定の申請)

第9条 前条第1項の指定を受けようとする非営利公益活動団体は、市長に申請をしなければならない。

2 前項の申請をすることができる非営利公益活動団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 過去の実績等から能力及び信用があり、指定を受けようとする非営利公益活動を安定的に継続して行うことができると認められる団体であること。

(2) 市のまちづくりの基本目標に賛同し、市と協働して公益に資する活動を行う団

体であること。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないと認められること。

（岡山市特定非営利公益事業指定審議会の設置）

第10条 市長は、特定非営利公益事業の指定等について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市特定非営利公益事業指定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第11条 審議会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第12条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第13条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第14条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、第8条第1項の規定による指定の申請をした非営利公益活動団体の代表者又はその代理人に対し、会議への出席を求め、指定を受けようとする非営利公益活動その他調査審議に必要な事項について説明させることができる。

5 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って、別に定める。

(特定非営利公益事業への支援措置)

第15条 市長は、特定非営利公益事業の実施に必要な土地、施設等を当該事業を実施する非営利公益活動団体（以下「特定非営利公益活動団体」という。）に対し無償で貸し付け、使用料を減額又は免除する等、当該事業の実施を促進するための支援措置を講ずることができる。

(特定非営利公益事業及び団体の活動状況等に係る報告)

第16条 特定非営利公益活動団体は、特定非営利公益事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告するほか、当該事業への支援が行われている間、毎年度当該団体の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は前項の報告を受けたときは、その内容を市民に公開しなければならない。

(指定の取消し)

第17条 市長は、特定非営利公益事業団体が行う特定非営利公益事業が、第8条第1項の規定に適合しなくなったとき又は当該団体が第9条第2項各号の規定に抵触することとなったときは、審議会の議を経て、第8条第1項の規定に基づく指定を取り消すことができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(参考 平成13年市規則第12号で平成13年4月1日から施行)

附 則 (平成23年市条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。